

承を希望しない相続人は、相続を放棄しきえすれば（本件のように、死亡の事実が数年後明らかになった場合には、その時点から三ヶ月以内に相続放棄の手続をとることによって）、それらの法律関係から解放されるのであるから、特別に不都合があるとはいはず、逆に、取引の相手方にとっては全く面識もない相続人の営業継承の意思の有無による代理人の代理権が左右されると、いうのでは、取引の安全が害されるととなり、著しく不都合であることは明らかである。

さらに、被控訴人らは、本人である太郎の死亡原因が代理人である一郎による殺害によるものであつて、そのような反社会的な行為により死亡という結果を招來した場合に、一郎の行った取引について商法五〇六条の恩恵を与えることは信義誠実の原則に反するとか、本件のような殺害による死亡といふ重大事象の場合にまで取引安全の法理を優先させるべきではないと主張する。

たしかに、被控訴人らにとつては、父親である太郎を殺害された上、さらには、その後加害者によつて継続された取引上の債務の支払まで義務付けられる結果となり、これを拒む心情も理解できないではないが、しかし、一方、控訴人らには全く過失はなく、丸田屋の営業と信じて取引してきたのであり、控訴人らにとつては、営業主の太郎が死亡したことを探らされていない以上、その死亡の原因が殺害という反社会的な行為による場合と、通常の病

死や老衰などの自然死の場合とで何ら  
事情は変わらないこと、他方、前述の  
とおり、平成六年五月下旬、太郎の殺  
害の事実が明るみに出て、被控訴人ら  
は自己のために相続が開始することを  
知った時点で、太郎の営業上の債権債務  
を含む遺産の相続につき、承認、放  
棄、あるいは限定承認の選択権が与え  
られていたのであり、被控訴人らの意  
思で相続を承認した以上は、それによ  
る危険を負担することになったとして  
も止むをえないと解されることなどに  
照らせば、被控訴人らの主張は採用す  
ることができない。

4 したがって、一郎は、太郎死  
亡後も引き続き、その相続人である被  
控訴人らの代理人として、丸田屋の営  
業に関する代理権を有していたものと  
いうべきである。

三 次に、控訴人らの売掛代金につ  
いて検討する。

証拠（竹番を含む甲三ないし一〇、  
二ないし三二、原審証人五十嵐海爾、  
同高橋勲夫、同小林永義、同小林隆二、  
原審における控訴人石沢商事代表者、  
同控訴人タカウ代表者、同控訴人外川  
六郎本人、同控訴人中德防水布店代表  
者）によれば、控訴人らは、原判決別  
紙取引内訳表記載の取引期間内に、同  
表記載の取引商品を売り掛け、少なく  
とも同表記載の残代金の金額の売掛代  
金債権（ただし、控訴人石沢商事は一  
一〇万三五一二円、控訴人新潟アサヒ  
販売は三二万〇五五八円）を有してい  
ることが認められる。なお、控訴人石  
沢商事及び控訴人新潟アサヒ販売は、

右金額を超えて、原判決別紙取引内訳表記載の残代金額の債権を有すると主張するが、同表記載の取引期間中に、それ以前の取引による繰越金額があるとはいっても、右認定の金額を超えて商品を売り渡したと認め得る的確な証拠はない。

なお、被控訴人らは、右債務は、一郎が太郎の死亡後に独自にした自らの借金であると主張するが、以上の説示に照らし、採用することができない。

#### 四 結論

以上の認定によれば、控訴人折戸や、控訴人サンワ、控訴人タカウ、控訴人外川六郎、控訴人中徳防水布店及び控訴人山三商事の本件請求はいずれも理由があるから、これを棄却した原判決を取り消してこれを認容することとし、被控訴人ら各自に債権額の各半額の支払を求める控訴人石沢商事の請求については各自五五万一千七五六円、控訴人新潟アサヒ販売の請求については各自一六万〇二七九円とこれに対する履行期の後である平成七年六月十九日から支払済まで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求める部分は理由があるが、その余の請求は理由がないから棄却すべきところ、これと一部結論を異にする原判決をその旨変更することとし、主文のとおり判決する。

解說

〔札幌地裁平七(ワ)第三二五二号、平八(ワ)  
第八一号、株主権確認請求・株主総会決議  
不存在確認請求事件、平九・十一・六民事第一  
一部判決、認容・控訴〕

際、先代が株式払込金を支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めた事例

当時、実質的株主であつたか否かであった。

二 本判决は、要旨次のとおり判示して、X<sub>1</sub>らの請求を認容した。  
すなわち、本判决は、(1)Y会社の設立に当たっては、A名義の預金口座から五〇万円が株式の払込に充てられており、Aがすべての株式の払込金を支出したものであるが、(2)①X<sub>1</sub>は高卒後家業である印判制作販売業に従事するようになり、Aを助け業績を伸ばし、AにYの法人化も進言した(その後、Aと会社経営方針の相違で対立し退職した)、②X<sub>2</sub>も高卒後勤めていた就職先を退職して家業に従事するようになった(その後結婚退職)等の事実関係があり、③Aは、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>には名義だけではなく実質的な株主として株式を保有させようとしたものと推認することができ、AはX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>を実質的株主として株式を取得させるため、X<sub>1</sub>らの株式払込義務をX<sub>1</sub>らに代わって履行したものと認判示したのである。

三 本件は、家業(印判制作販売業)を法人化した際、先代が株式払込金を支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させたため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めたケースである。

閉鎖的会社の株主権をめぐる争い

は、個々の家族構成員間の利害対立を背景としていることが多いが、本

件もそうしたケースである(同族会社の株主権の帰属につき、詳細な認定判断が示されたものとして、東京地判平8・8・26本誌九四一号二六四頁)。

本件の特色としては、株式払込金の負担者が長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため株式払込義務を代行したとする事実認定に

ある。払い込んだ金員が家族の共有資産であつた旨の主張を排斥している点は、個々の権利の可及的明確化によるものと評価されよう。そして、株式払込金の負担者ではないと

いう形式だけで事柄を決することなく、(2)①②のような実質を重視してしまう。

木目細かな判断を示している。いずれにしても、本件は事例的意義を有するものとして、実務上参考になる。

第一 原告らの請求  
第一 主文第一項から第三項までと同旨  
二 (主文第三項についての予備的請求として)被告の平成七年一〇月一七日開催の臨時株主総会における多田玲子(昭和二二年六月一日生)選任する決議並びに定期款一八条及び五条を変更する決議を取り消す。

## 第二 事案の概要

### 一 爭いのない事実

1 被告は、印判の製作販売などを目的として、昭和三七年一月一九日に設立された株式会社である。

被告の前身は、明治三七年に岡田登見三が岡田花香堂の屋号で開業した個人事業にさかのばる。岡田花香堂は、昭和一六年ころからは岡田登見三の子である岡田登二郎(明治四二年二月二四日生)が個人事業を承継し、昭和三五年一〇月には屋号を岡田花香堂と変更して、昭和三七年一一月一九日に法人化された。

2 被告代表者である岡田ミユキ(大正二年三月一三日生)は、昭和一二年五月に岡田登二郎と婚姻をし、夫婦の間に次の一〇人の子が出生した。長男・長女の株主権を認めめたケースである。

○株を有する株主であることを確認す

る。

二 原告服部由子が被告の株主八〇

月一〇日生)

二男 岡田脩治(昭和一三年一月三日生)  
三男 岡田陽三(昭和一五年一月三日生)  
長女 原告服部由子(昭和一六年一月一〇日生)  
四男 岡田健吾(昭和一七年一一月二十四日生)  
二女 富川征子(昭和一九年二月六日生)  
五男 岡田豊茂(昭和二〇年五月一日生)  
三女 多田玲子(昭和二二年六月一日生)  
六男 岡田宣久(昭和二三年七月九日生)  
四女 岡田久美子(昭和一四年一月一日生)

月一〇日生)

三 被告は、一株の金額一〇〇円、設立時の発行株式総数五〇〇株、資本金五〇万円の株式会社として設立された。

設立に当たっては、岡田登二郎、岡田ミユキの夫婦、原告岡田純一、岡田脩治、岡田陽三、原告服部由子の四人の子と、岡田ミユキの親類である和田鎮造の七人が発起人となり、岡田登二郎が一五〇株、岡田ミユキが八〇株、原告岡田純一が七〇株、岡田陽三が七〇株、原告服部由子が二〇株、和田鎮造が二〇株の株式を引き受けた。残りの二〇株は、岡田ミユキの親類である布村久雄が募集に応じて株式の申込みをする形態をとった。このうち、和田鎮造と布村久雄は、

株主の名義を貯したものであり、実際には株式の払込みはしていない。

○日、新株一五〇〇株を発行して、発行済み株式総数を二〇〇〇株、資本金を二〇〇〇万円とした。

この新株の発行では、新株一株の発行価額を一〇〇〇円とし、同年八月三日現在の株主に対し、一株につき新株三株を割り当てる発行方法がとられた。しかし、新株の払込みには被告の内部に留保されていた金員が充てられ、株主は現実の払込みをしていない。

5 被告は、平成七年一〇月一七日開催の臨時株主総会で、多田玲子を取り締役に選任する決議と、定款一八条及び五条を変更する決議がされたとして、同年一月六日、多田玲子の取締役就任登記をしている。

6 被告は、岡田登二郎、岡田ミニユキの夫婦が全額を出資して被告を設立したものであり、この二人のみが株主であったと主張して、原告らが被告設立時において実質的株主であつたことを争っている。

## 第二 爭点

原告らは、被告設立時において、被告の実質的株主であつたか、それとも単なる名義株主であつたか。

## 第三 爭点に対する判断

### 一 事実経過の認定

証拠(甲イ一、一九、二一、乙一の一、二、四、六の1・2、原告岡田純一人、原本人、原告服部由子本人、被告代表者)によれば、次の事実を認めることができる。

学に進学することを希望していたが、昭和三〇年六月ころ、父である岡田登二郎が高血圧症で倒れて十分な仕事ができなくなり、家族が多く家計に大学進学の費用を出すだけの余裕もなくなったため、両親から家業である岡田花香堂の業務に従事するよになつた。そこで、原告岡田純一は、大学進学を断念して、昭和三一年三月、高校を卒業した後、岡田花香堂の業務に従事するよになつた。

「二男の岡田脩治と三男の岡田陽三は、もともと家業を継ぐことを決めていたので、岡田脩治は昭和三二年三月に高校を卒業した後、岡田陽三も昭和三三年三月に高校を卒業した後、ともに岡田花香堂の業務に従事するよになつた。

2 原告岡田純一、岡田脩治、岡田陽三の三人の兄弟は、病気がちの岡田登二郎や母の岡田ミニユキをよく助け、岡田花香堂、屋号変更後は岡田花香仙の業務に専念した。原告岡田純一ら三人の兄弟は、家計を管理していた岡田ミニユキから小遣いや衣服などの生活用品は与えられていたが、岡田花香堂や岡田花香仙の業務に従事することの対価として給与の支給を受けることはなかつた。

岡田花香堂、岡田花香仙は岡田登一により得られた利益は、一家の家計に充てられ、余剰が生じたときは岡田登二郎名義の預金として蓄えられてい

3 原告服部由子は、昭和三六年三月に高校を卒業した後、隣家の衣料品会社に就職していたが、岡田花香仙が次第に業績を伸ばして人手が足りなくなってきたため、両親から家業を手伝うよう要請されて衣料品会社を退職し、昭和三七年四月から、岡田花香仙の業務に従事するよになつた。

4 原告岡田純一は、家業を発展させるため事業を拡大することを意図し、昭和三七年秋、札幌市中心部の狸小路三丁目にサン・デパートを開店した際には、慎重な態度をとる両親を説得して、サン・デパート内にテナントとして岡田花香仙の印章売場を出店させた。この出店が成功して、岡田花香仙は好調に業績を伸ばした。

この出店を契機として、原告岡田純一は、両親に対し、将来のためにも岡田花香仙を法人化すべきであると進言した。岡田登二郎と岡田ミニユキも、これに同意し、岡田花香仙を法人化することが決まった。

5 岡田花香仙の法人化による被告の設立については、岡田登二郎、岡田ミニユキと原告岡田純一とが協議し、岡田花香仙を法人化するに同意した。岡田登二郎と岡田ミニユキは原告岡田純一とが協議し、岡田登二郎名義の預金口座から五〇万円を払い戻し、その五〇万円が株式の払込額五〇万円の出資金については、個人事業時代に利益を蓄えていた岡田登二郎が業務全般の中心となり、岡田登二郎と岡田脩治、岡田陽三は役員が原告岡田純一と岡田脩治、監査役が岡田陽三という役員構成の下で、原告岡田純一が業務全般の中心となり、岡田登二郎と岡田陽三は経理も担当するという体制で運営されていった。

6 こうして設立された被告は、以後、代表取締役が岡田登二郎、取締役が原告岡田純一と岡田脩治、監査役が岡田陽三という役員構成の下で、原告岡田純一が業務全般の中心となり、岡田登二郎と岡田陽三は経理も担当するという体制で運営されていった。

7 昭和四二年ころ、東京で大学を卒業して就職していた四男岡田健吾が帰郷し、被告の業務に従事するようになり、協力し、岡田陽三は経理も担当するという体制で運営されていった。

昭和四七年六月、原告服部由子は、結婚して室蘭へ転居することとなつたため、被告から退職した。

昭和五〇年八月、岡田陽三が死亡した。岡田陽三が保有していた被告の株

個人事業により得られた利益を蓄えたものである。

た。岡田陽三が保有していた被告の株式七〇株は、父である岡田登二郎が病氣がちであったため、遺産分割協議により、他の遺産とともに、母の岡田ミユキが相続した。

業して東京の信用金庫に勤務していた五男岡田豊茂が両親から呼び寄せられて帰郷し、被告の經理を担当するようになつた。

8 原告岡田綱一は昭和五十三年一月、被告の経営方針についての相違などから岡田登二郎と対立したため取締役を辞任して被告から退職し、同年四月、被告と同種の業務を行ふ個人事業を始めた。

被告では、同年四月、岡田ミニキ、岡田健吾、岡田豊茂が新たに取締役に就任し、昭和五五年八月には、岡田ミニキが岡田登二郎と並んで代表取締役に就任した。

原告岡田純一が取締役を辞任して退職した後、岡田登二郎は、被告の顧問税理士である岩城秀晴に対し、被告の実質的株主は岡田登二郎と岡田ミユキの二人であると述べるようになり、昭和五六年七月、岡田ミユキは、自分が保有する被告の株式から、岡田脩治に四五株、岡田健吾に三〇株、岡田豊茂に二五株を贈与した。

二 認定事実に基づく判断  
1 被告の設立に当たっては、岡田登一郎名義の預金口座から払い戻された五〇万円が株式の払込みに充てられている。この預金は岡田登一郎の

## 二 認定事実に基づく判断

原告らは、この預金は原告らが無絶で働いたことにより蓄積することとができたものであり、実質的には家業専従者の共有の資産であつたから、原告らはその共有資産の持分相当分をもつて出資したものであると主張する。

しかし、原告らが岡田登二郎の個人事業である家業に専従し、営業利益を上げることに寄与したとしても、その営業は事業主体である岡田登二郎の計算において行われるのであるから、営業による損益も事業主体である岡田登二郎に帰属すべきものである。この岡田登二郎名義の預金をもつて、実質的に家業専従者の共有資産であつたということはできない。したがつて、被告の設立に当つては、岡田登二郎がすべての株式の払込金を支出したものと認めるべきである。

2 原告岡田純一は、岡田登二郎が高血圧症で倒れて十分な仕事ができなくなったり、両親から家業の後を継いでほしいと要請されたため、大学進学を断念して、高校卒業後すぐに家業に従事するようになり、やはり家業を継ぐため高校卒業後すぐに家業に従事するようになった岡田修治や岡田陽三とともに、病気がちの岡田登二郎をよく助けて、給与の支給を受けることなく家業に専念し、サン・デパートへの出店を成功

個人事業により得られた利益を蓄えたものである。

原告らは、この預金は原告らが原無で働いたことにより蓄積することができたものであり、実質的には家業専従者の共有の資産であつたから、原告らはその共有資産の持分相当分をもつて出資したものであると主張する。

しかし、原告らが岡田登二郎の個人事業である家業に専従し、営業利益を上げることに寄与したとしても、その営業は事業主体である岡田登二郎の計算において行われるのであるから、當業による損益も事業主体である岡田登二郎に帰属すべきものである。この岡田登二郎名義の預金をもつて、実質的に家業専従者の共有資産であつたということはできない。したがつて、被告の設立に当たつては、岡田登二郎がすべての株式の払込金を支出したものと認めるべきである。

しかし、だからといって、本

させて好調に業績を伸ばした。原告服部由子も、高校卒業後に他に就職していたが、両親から家業を手伝うよう要請され、退職し、家業に従事するようになった。岡田登二郎に家業を法人化すべきであると進言したのは原告岡田純一であり、被告の株主や持ち株数の決定についても、原告岡田純一は岡田登二郎や岡田ミユキとの協議に積極的に関与した。その株主や持ち株数の決定は、当時、岡田花香仙の業務に携わっていた者を対象とし、それぞれの地位や役割を考慮して、それを反映させるようにしたものである。

このような事実経過によれば、岡田登二郎は、家業を継ぐために岡田花香仙の業務に専念していた原告岡田純一ら三人の兄弟や、家業を手伝つて岡田花香仙の業務に従事するようになつた原告服部由子には、名義だけではなく、実質的な株主として株式を保有させようとした、原告らにおいても、株式を保有して実質的な株主となることによつて、法人化された家業にますます意欲的に携わつていこうとしていたものと認ることができる。このことは、設立以後、代表取締役が岡田登二郎、取締役が原告岡田純一と岡田脩治、監査役が岡田陽三という役員構成の下で、原告岡田純一が業務全般の中心となつて、被告の運営をしてきたことからも、推認することができる。

させて好調に業績を伸ばした。原告服部由子も、高校卒業後に他に就職していたが、両親から家業を手伝うよう要請され、退職し、家業に従事するようになった。岡田登二郎は、岡田純一は岡田登二郎や岡田ミユキとの協議に積極的に関与した。その株主や持ち株数の決定は、当時、岡田花香仙の業務に携わっていた者を対象とし、それぞれの地位や役割を考慮して、それを反映させるようにしたものである。

このような事実経過によれば、岡田登二郎は、家業を継ぐために岡田花香仙の業務に専念していた原告岡田純一と、三人の兄弟や、家業を手伝つて岡田花香仙の業務に従事するようになった原告服部由子には、名義だけではなく、実質的な株主として株式を保有させようとした、原告らにおいても、株式を保有して実質的な株主となることによって、法人化された家業にますます意欲的に携わつていこうとしていたものということができる。このことは、設立以後、代表取締役が岡田登二郎、取締役が原告岡田純一と岡田脩治、監査役が岡田陽三という役員構成の下で、原告岡田純一が業務全般の中心となつて、被告の運営をしていたことからも、原告らに代わつて履行したものと認めることができる。

そうすると、岡田登二郎は、実質的な株主として原告らに株式を保有させたため、原告らの株式の払込義務を原告が岡田陽三という役員構成の下で、原告に代わつて履行したものと認める

立時において、原告岡田純一は株式七〇株を保有する株主となり、原告服部由子は株式二〇株を保有する株主となつた。

3 このほか、原告服部由子が結婚のため被告を退職した際、原告服部由子が保有する株式について実質的な帰属が特に問題となつた様子はつかがわれないこと、岡田陽三が死亡した時には、岡田陽三が保有していた株式は遺産分割協議によって岡田ミユキが相続したこと、原告服部由子や岡田陽三が実質的な株主であることを前提にして、よく理解しうるところである。

原告岡田純一が取締役を辞任して被告から退職した後、岡田登二郎は岩城秀晴税理士に対し、被告の実質的株主は岡田登二郎と岡田ミユキの二人であると述べるようになつたが、その意図は、被告を辞めた者は株主にしておくわけにはいかない、被告から出でていつたときは株も全部返してもらうといふ趣旨であったものと思われる（証人多田玲子、岡田久美子）。そうであるとすれば、岡田登二郎は、被告の設立当初において、被告の業務に従事する者は実質的な株主として株式を保有せざると考えていたことになるし、後に岡田ミユキが岡田脩治に四五株、岡田健吾に三〇株、岡田豊茂に二五株の株式を贈与したもの、同様な意図に出たも

立時において、原告岡田純一は株式七〇株を保有する株主となり、原告服部由子は株式二〇株を保有する株主となつた。

3 このほか、原告服部由子が結婚のため被告を退職した際、原告服部由子が保有する株式について実質的な帰属が特に問題となつた様子はつかがわれないこと、岡田陽三が死亡した時には、岡田陽三が保有していた株式は遺産分割協議によつて岡田ミニユキが相続したこと、原告服部由子や岡田陽三が実質的な株主であることを前提にして、よく理解しうるところである。

原告岡田純一が取締役を辞任して被告から退職した後、岡田登二郎は岩城秀晴税理士に対し、被告の実質的株主は岡田登二郎と岡田ミニユキの二人であると述べるようになつたが、その意図は、被告を辞めた者は株主にしておくわけにはいかない、被告から出でていつたときは株も全部返してもらうという趣旨であったものと思われる（証人多田玲子、岡田久美子）。そうであるとすれば、岡田登二郎は、被告の設立当初において、被告の業務に従事する者には実質的な株主として株式を保有させると考えていたことになるし、後に岡田ミニユキが岡田脩治に四五株、岡田健吾に三〇株、岡田豊茂に二五株の株式を贈与したのも、同様な意図に出たものといふことができる。しかし、原告は、被告を退職したというだけの理由で株式の保有を奪うことができないこ

4 なお、岡田登二郎と岡田ミニユキが被告にあてた昭和五一年四月一日付けの確認書（乙三）には、岡田登二郎が所有する被告の株式数は一五〇株、岡田ミニユキが所有する被告の株式数は三五〇株であることに相違ないと記載がされているが、この書類をいつ、だれが、どのような経過で作成したのかは明らかでない。

手形の被偽造者が権利外觀法理によ

〔広島地裁平一〇（手ワ）第三号、約束手形金請求事件、平11・3・29民事第一部判決、認容・確定〕

卷之二

手形法七条・八条・七七条一項  
法一〇九条・一一〇条

一  
朱

以上のとおり、被設立時において、原告岡田純一は株式七〇株を、原告服部由子は株式二〇株を保有する株主であつた。

被告は、昭和五六年二月一日  
株主から現実の払込みを受けないで、  
一株につき新株三株を割り当てる新株  
の発行をしているから、これによつて  
原告岡田純一が保有する株式数は二八〇  
〇株に、原告服部由子が保有する株式  
数は八〇株になつたものということが  
できる。

二 株主総会決議の不存在

被告において、平成七年一〇月一七日に株主総会が開催されたことを認め  
るに足りる証拠はない。

したがつて、同日開催の臨時株主総会で決議されたという多田玲子を取締役に選任する決議、定款一八条及び五条を変更する決議は、存在しないものと認めるべきである。

(裁判官片山良廣)

二 原告は、Aが被告代表者名義の捺印を盗用、偽造することにより被告の意思に反して振り出された手形であつても、本件手形が流通した帰責性は代表者印の管理を怠つてい

— 本件は、従前より被告及び本件手形の裏書人であるBとの間に介在し相互に融通手形の振出、交換することを仲介していたAが、被告に對し、見せ手形として一三〇〇万円の手形を振り出してほしいと懇請したのに対し、被告は、Aの面前で本件手形の金額、振出日、支払期日欄にのみ記入し、振出人欄には被告の記名印のみで代表者印を押捺せず、受取人欄白地の手形をAに交付した。被告は、代表者印、記名印を入れた印箱に施錠せずこれを机上に置き、約三〇分間その場を離れたが、Aは、その間に印箱から被告の代表

者印を取り出して本件手形に盜捺し、受取人にはBと補充され、原告

がBから割引依頼を受けて取得したものである。

二 原告は、Aが被告代表者名義の捺印を濫用、偽造することにより

被告の意思に反して振り出された手形であつて、本件手形が流通したこと

形であっても、本件手形が流通した  
帰賀性は代表者印の管理を怠つてい

た被告にあり、また、原告は本件手形が真正に作成されたものと信じたとしても、本件手形の収入印紙に消印がないこと、切取線上に割印がないこと、原告は本件手形が有効に振り出されたものか否かについて一般的な信用調査しかしていないことから過失があつたと主張した。

三 本判決は、真実と外觀とが異なる場合にも、本人に外觀を作出したことに責むべき事由があり、そして相手方がそのような外觀を真実と誤認することにつき十分の理由があるときは、本人をして外觀に基づく責任を負担せしめるのが相当であるとし、偽造手形の被偽造者に権利外観理論によつて、約束手形の責任を肯定し、被告の主張に対しては、振出署名の真否を被告やその取引銀行に照会するなどして確認しなかつたことが過失に当たるとすることはできないと判示した。

四 署名者が手形に署名することを認識して本人により真正な署名がなされた以上、後に署名者の意思に基づかずして流通に置かれたとしても、これを偽造と見るべきではない。この場合には、いわゆる交付契約欠缺の場合として、その効力を考えるのであるから権利外観理論の適用により、被告は手形責任を負担すると主張した。

号一八四頁参照)。しかしながら、本件は、被告が統一手形用紙に受取人欄と振出人欄の代表者印のほかは手形要件を記載し、これを見せ手形として利用させる趣旨でAに交付したところ、Aが被告の隙を見て盗取されたとはいえず、手形の偽造とみるべきである。本判決もこれを手形の偽造であるとするが、権利外観理論により被偽造者である被告の手形上の責任を肯認した。

手形の被偽造者は何人に對しても手形上の責任を負わないのが原則である。例外的に被偽造者の手形上の責任を認めるとすれば、表見代理に関する民商法の諸規定を類推適用するか、表見責任の一般理論としての権利外観理論によるほかはないであろう。判例は、表見代理の規定を類推適用するものが多い(最三小判昭36・12・12民集一五卷一号二七五六頁、本誌一二七号四八頁、最三小判昭39・9・15民集一八卷七号一四三三五頁、本誌一六八号九貢など)。権利外観理論によつて被偽造者の責任を肯定したものとして松山地西条支判昭49・11・28判時七七二号九二頁)。学説は、権利外観理論の適用により善意の手形取得者の利益保護を図る必要が大きいとしても、その利益衡量の困難性と何を被偽造者側の帰責原因とし、手形取得者側にいかなる正当の理由があれば足りるかというその適用限界に